

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月27日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	南 恒生
同	大西 章英

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成27年2月20日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	南 恒生
同	大西 章英

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成26年12月25日に、徳島市の大久保初子ほか1名から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成27年1月13日にこれを受理した。

2 請求書の要旨

請求の趣旨

徳島県知事が平成25年度に徳島県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙1 違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して徳島県に返還するよう請求すること。

請求の理由

1 徳島県議会政務活動費の支出根拠等

(1) 徳島県議会の平成25年度政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及びこれに基づき制定された「徳島県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という)に基づいて交付された。

(2) 条例は、地方自治法の上記条項に基づき、

ア 第1,第3条において、政務活動費を徳島県議会の議員に交付すること、

イ 第2条において、政務活動費は、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に充てることができること、別表において使途費目を「調査研究費」「研修費」「広聴広報費」「要請陳情等活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「事務所費」「事務費」「人件費」の10種類に定め、これらの使途に係る詳細な基準、各種の手続き等に関する指針として議長は「政務活動費の使途、手続等に関する指針」(以下、「ガイドライン」という。)を定め(同条2項)、議員は政務活動費を条例及びガイドラインに従い使用しなければならないこと、

ウ 第4条において、政務活動費の月額を20万円とすること、

エ 第8条において、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書等を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、

オ 第10条において、議員は交付された政務活動費の総額から政務活動費の支出の総額を控除して残余がある場合には、残余額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないこと、

をそれぞれ定めている。

したがって、徳島県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、徳島県議会の議員の政務活動に資するため必要な経費に限り支出が認められる。

2 一般的な支出基準

次の項目の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。
違う年度にした支出。

領収書のないもの。

領収書に月日、若しくは年の記載がないもの、数字等が不自然なもの。

領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。

領収書に品目の記載が無いか、不十分で推定できないもの。

領収書と報告内容又は添付されている成果物とが一致しないもの。

領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。

領収書の発行者が不明なもの。

議員本人，これと住所を同じくする個人又は法人，若しくはそれらと実質的に同視しうる個人又は法人に対する支出。

3 按分支出について

議員が行う活動は政務活動以外に，議会活動，政党活動，選挙活動，後援会活動と多彩であり，一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し，渾然一体となっていることが多く，そのため，それぞれの業務の従事割合に応じて合理的な按分率の積算根拠を明確にし，それに基づいて支払う必要がある。

当該支出に係る活動の全体が，議員の政務活動に係る支出として適切と判断されるものは全額認め，

当該支出に係る活動の全体が，私的活動又は政務活動以外の政治活動に係る支出と判断されるものは全額認めず，

当該支出に係る活動の全体が， ， のいずれかと断定できない支出のうち，具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め，それ以外のものについては按分率50%で認める。

4 平成25年度政務活動費の交付・支出及び精算

徳島県知事は，条例に基づき，平成25年度政務活動費として，別表1の各議員に対し政務活動費を交付した。各議員は政務活動費の支出の一部として，別表2～15の「支出金額」欄記載の金額を支出し，平成26年4月30日までに，平成25年度政務活動費の収支報告をし，精算議決を受けた。

5 別表2～15の各議員がした支出が違法であること

(1) 別表2 岡田県議の支出

人件費（整理番号1～7）

人件費は，議員が行う政務活動を補佐する職員を雇用する経費（条例，ガイドライン）である。したがって，人件費の支出は，個々の議員の業務が政務活動であることが判断されるものに限り認められる。

しかし，岡田県議の領収書には政務活動である根拠が示されてなく，又雇用契約書や従事した業務の内容がわかる書類等の添付もなく，「政務活動」に従事したかどうか判断できない。

よって，条例，ガイドラインに反するものであり，全額違法支出である。

(2) 別表 3 笠井県議の支出

広聴広報費 (整理番号 1 ~ 5)

広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の活動に関するものでなければならぬ (条例 , ガイドライン) 。

しかし、笠井県議の広聴広報費の支出は (整理番号 1 ~ 5) , 成果物等の添付がなく、又どのような内容のものを印刷したかの説明もなく、議員が行う県政に関する政策等の活動に要する費用であることの根拠が示されてなく、政務活動に要する費用であるかどうか判断できない。

よって、条例、ガイドラインに反するものであり、全額違法支出である。

事務費 (整理番号 1 ~ 12 , ケーブルテレビ利用料)

ケーブルテレビの性格、機能、用途に照らせば、政務活動以外の議員としての活動にも利用され、さらに私人としての生活にも利用されることが推認されるものであり、それらを区分することは困難であるから、原則として二分の一の按分で政務活動費から支出すべきである (ガイドライン12頁) 。

笠井県議のホームページには政務活動の部分もあるが、議員個人の宣伝部分、個人的な部分も含まれている。また、ピカラ使用料には、インターネット使用料、電話基本料、通話料が含まれており、政務活動とそれ以外の活動に利用できる。

よって、二分の一の按分で認め、その余の額は違法支出である。

(3) 別表 4 嘉見県議の支出

広聴広報費 (整理番号 1 ~ 5)

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

事務費 (整理番号 2 ~ 5)

上記 2 項の の理由で全額違法支出である。

人件費 (整理番号 1)

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(4) 別表 5 川端県議の支出

広聴広報費 (整理番号19 ~ 22)

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

人件費 (整理番号36~41)

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(5) 別表 6 岸本県議の支出

広聴広報費

ア 印刷費，送料等は（整理番号 1 ～ 5 ），笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

イ ホームページサーバー代金は（整理番号 6 ， 7 ），サーバーの性格，機能，用途に照らせば，政務活動以外の議員としての活動にも利用され，さらに私人としての生活にも利用されることが推認されるものであり，それらを区分することは困難であるから，原則として二分の一の按分で政務活動費から支出すべきである（ガイドライン12頁）。

(6) 別表 7 喜多県議の支出

人件費（整理番号 1 ～ 7 ）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(7) 別表 8 黒崎県議の支出

広聴広報費（整理番号 1 ）

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

事務費

ア 整理番号35，36，40，42は，上記 2 項の の理由で全額違法支出。

イ 整理番号37，38は，領収書に文房具と記載されているので，二分の一の按分で認める。

人件費（整理番号 1 ～ 12 ）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(8) 別表 9 杉本県議の支出

広聴広報費（整理番号 1 ～ 3 ）

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

人件費（整理番号 1 ～ 4 ）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(9) 別表10 寺井県議の支出

人件費（整理番号 1 ～ 3 ）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

(10) 別表11 中山県議の支出

広聴広報費

整理番号4は、領収書にお茶代と記載されているが、政務活動に関するものに使用のお茶であるとの判断ができないので、全額違法支出である。

整理番号5は、領収書に県政報告会会場設営費と記載されているが、報告会の内容が確認できる資料がなく、実際に政務活動に関する会議に要した費用であるとの判断ができないので、全額違法支出である。

会議費（整理番号1）

上記広聴広報費の整理番号4と同じ理由で全額違法支出である。

事務費

ア 整理番号25～31は、政務活動に関係するものなのかどうかの判断ができないので、全額違法支出である。

イ 整理番号33～35，整理番号37～42，整理番号44は、上記2項の理由で全額違法支出である。

(11) 別表12 長池県議の支出

調査研究費（整理番号9）

調査研究費は、議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査の委託に要する経費である（条例，ガイドライン）。

調査研究が政務活動として適切であるためには、徳島県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費という政務活動費の趣旨に照らして、調査研究の目的がこの趣旨にかなっていることが判断でき、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額でないことが必要である。

しかし、長池議員の事業実績報告書では、調査日と調査の題目のみの記載であり、政務活動であるとの判断ができないし、又交通機関や宿泊先などの記載がなく、実際に調査研究の旅行であるか疑わしい。

よって、全額違法支出である。

研修費

ア 整理番号5，6も調査研究費と同じように研修日と研修名のみの記載であり、政務活動であるとの判断ができないし、又交通機関や宿泊先などの記載がなく、実際に研修に参加する旅行であったかどうか疑わしい。

よって、全額違法支出である。

イ 整理番号11は、領収書に「新春の集い会費として」と記載しているだけである。報告書にも具体的な内容等の記載がなく、どのような会なのか判断ができないので、全額違法支出である。

広聴広報費（整理番号 1 ～ 8）

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

事務所費（整理番号 1）

事務所自体が後援会活動にも使用しているから，原則として，机等は二分の一の按分である。

（12）別表13 西沢県議の支出

広聴広報費（整理番号 1 ～ 3）

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

人件費（整理番号 1 ～ 8）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

（13）別表14 松崎県議の支出

広聴広報費（整理番号 1 ～ 17）

笠井県議と同じような理由で全額違法支出である。

事務費（整理番号 8 ～ 11）

封筒代としているが，政務活動との関連性の判断ができないので，全額違法支出である。

人件費（整理番号 1 ～ 9）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

（14）別表15 丸若県議の支出

事務所費

ア 整理番号 1 ～ 4 は，支払先が不明で上記 2 項の の理由で全額違法支出である。

イ 整理番号 5 は，徳島事務所電気料金と記載されているが，徳島事務所の所在が不明なので，全額違法支出である。

事務費（整理番号56～59）

支払先が不明で上記 2 項の の理由で全額違法支出である。

人件費（整理番号 1 ～ 4）

岡田県議と同じ理由で全額違法支出である。

6 知事の返還請求権の不行使

以上のとおり，別表 2 ～ 15 の各議員「違法支出額」欄記載の額は，違法支出であるから条例第10条にいう残余にあたり，上記議員らは残余額に相当する額の政務活

動費を返還しなければならないし（不当利得返還義務）、徳島県知事は当然にして返還を命じることができる（不当利得返還請求権）。

よって、徳島県知事が別表1 違法支出金額一覧表の各議員に対して「違法支出額」欄記載の金額の返還請求を行わないことは違法であり、「財産の管理を違法に怠る事実」に該当する。

7 結論

よって、請求人らは、徳島県監査委員に対し、地方自治法242条1項の規定に基づき、事実証明書を添付し、請求の趣旨記載のとおり厳正な措置を請求する。

（以上、原文のまま記載した。）

なお、事実証明書及び別紙の記載は、省略した。）

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づき、平成27年1月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関から監査調書の提出を求め、平成27年1月28日に監査を行った。

第3 監査の結果

本件請求における請求人の主張については、そのいずれにも理由がないものと判断し、棄却する。

第4 決定の理由

1 事実の確認

議会事務局の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握した事実関係は、おおむね次のとおりである。

なお、本件監査を実施するに当たり、請求人が主張する違法な事実、支出金額等について、その「事実の状況」を把握するため、地方自治法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を議会事務局に依頼し実施した。

（１）政務活動費の制度について

地方議員の活動基盤の充実強化については、平成12年5月に地方自治法が改正されたことにより政務調査費が制度化され、以来、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費が交付されてきた。

また、平成24年9月5日に地方自治法が改正され、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないとされたほか、地方自治法第100条第16項では、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが新たに定められた。

（２）本県の条例の規定について

徳島県では、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号。以下「条例」という。）を制定し、政務活動費の交付等に関する諸規定を置いている。条例の主な内容は、次のとおりとなっている。

ア 政務活動費の交付対象について

政務活動費は、議員の職にある者に対し交付することと定めている。（条例第3条）

イ 政務活動費の額等について

政務活動費は、月額20万円を月の初日に在職する議員に対し交付することと定めている。（条例第4条第1項）

ウ 収支報告書等について

議員は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに政務活動費に係る政務活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないと定め、その際、議長が別に定めるところにより、収支報告書に政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならないと定めている。この場

合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（以下「支払証明書」という。）をもって領収書等の写しに代えることができるとしている。（条例第8条第1項及び第3項）

エ 政務活動費を充てることのできる経費の範囲について

「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることのできるものとする」と定め（条例第2条第1項）、別表では、政務活動に要する経費について定めている。

オ 政務活動費の透明性の確保について

議長は、収支報告書、事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂正報告書（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする定めている。（条例第9条）

カ 政務活動費の返還について

議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないと定めている。（条例第10条）

キ 収支報告書等の保管について

収支報告書等は、これを受理した議長において、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないと定めている。（条例第11条第1項）

（3）政務活動費ガイドラインについて

徳島県議会では、徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号）第7条第2項に基づき、平成20年3月18日に経費の用途基準等、用途に係る詳細な基準及び各種の手続きを定めた「政務調査費の用途、手続等に関する指針」を制定し制度を運用してきたが、平成24年9月5日の地方自治法の改正を受け、徳島県政務調査費の交付に関する条例を改正し、改正後の条例第2条第2項の規定に基づき、平

成25年4月1日に当該指針を「政務活動費の使途，手続等に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）に改正している。

ガイドラインの主な内容は，次のとおりとなっている。

ア 使途基準について

（ア）実費弁償の原則について

議員が行う政務活動は，議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから，政務活動費は，社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で，議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当することが原則であることとしている。

（イ）按分による支出について

議員の活動は，政務活動以外にも議会活動，政党活動，選挙活動，後援会活動等と多彩であり，このため一つの活動が，政務活動とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し渾然一体となっていることが多く，特に事務所費，事務費，人件費等は，活動の実績に応じて按分する必要があるとしている。

（ウ）具体的な使途基準について

調査研究費，研修費等，条例第2条第1項に定める経費について，項目ごとにどのような内容かを説明するとともに，具体的な政務活動例及び経費を例示している。

イ 政務活動費から支出するのに適しないものの例示について

「政党活動経費への支出」，「選挙活動経費への支出」，「後援会活動経費への支出」，「私的経費への支出」，「会費として支出するのに適しない例」，「会議費として支出するのに適しない例」，「事務所費として支出するのに適しない例」，及び「その他支出に適しない経費」の8項目を政務活動費から支出するのに適しない例とし，それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

ウ 使途基準の運用方針について

（ア）按分による支出について

政務活動とそれ以外の諸活動との明確な分割が困難な場合には，按分により政務活動に要した経費部分を算定して政務活動費から支出することとした上で，特に事務所費，事務費，人件費等の按分率については，政務活動の割合により決定するものとしている。

(イ) 備品類の購入について

政務活動に直接必要な備品類の購入に際しては、耐用年数及び議員の任期等を勘案し、資産形成につながるとの誤解を招かないよう慎重な対応が必要としている。

エ 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた議員は、収支報告の際に収支報告書及び事業実績報告書とともに、領収書等の写し又は支払証明書を提出することと定めている。

また、収支報告書及び事業実績報告書を作成する上での留意事項を示している。

(4) 平成25年度の交付等の手続きについて

徳島県知事(以下「知事」という。)は、平成25年4月1日付けで39名の議員の政務活動費9,360万円について交付決定を行い、四半期ごとに各議員に対して支出している。

各議員は、条例第8条第1項の規定に基づき収支報告書、事業実績報告書及び領収書等を議長あてに提出し、収支報告において残余があったと報告した19名の議員から、条例第10条の規定に基づき、残余金1,146万943円が、残余金の納期限とされた平成26年7月17日までに全額返還されていた。

(5) 関係人調査等について

本件調査は、平成27年1月5日から平成27年1月16日にかけて実施された。

調査では、請求の対象とされた各議員ごとに調査の期日を定め、支出ごとに領収書の原本、印刷物や郵送物の現物、その他の関係書類の提出を各議員に求めた上で、一つひとつの支出内容について聞き取りを行い、条例及びガイドラインに適合した適正な支出であるか確認している。

また、本件措置請求に際し、議会事務局は、上記調査と合わせ、政務活動費の適正な執行を確保するために設置した議会事務局長以下で構成される内部組織である「政務活動費調査委員会」においても確認を行った結果、不適切であると認められる支出はなかったとしている。

2 判断

(1) 請求人の主張について

措置請求書に記載されている事項及び陳述の際の請求人の主張を整理すると、次のとおりとなる。

ア 徳島県が、平成25年度に14名の県議会議員に支払った政務活動費のうち、政務活動に要する費用であるかどうか判断できない違法な支出は1,432万6,082円であり、この額は、条例第10条にいう残余に当たり、14名の議員は残余に相当する額の政務活動費を返還しなければならないし、知事は当然にして返還を命じることができる。

イ 議員が行う活動は、政務活動以外に議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格と、それ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのため、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的な按分率の積算根拠を明確にし、それに基づいて支払う必要がある。

その際、当該支出に係る活動の全体が、議員の政務活動に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、私的活動又は政務活動以外の政治活動に係る支出と判断されるものは全額認めず、これらと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについては、その按分比率で認め、それ以外のものについては、按分率50パーセントで認める。

(2) 本件政務活動費の支出等について

請求人が主張する上記事項について、本県の政務活動費の仕組みを踏まえ、議員及び議会事務局の事務について検証し、請求人の主張に理由があるか検討する。

ア 議員が行う事務について

本県の政務活動費制度の下では、議員は、条例及びガイドラインを遵守し適正に政務活動費を執行しなければならない責務を負っている。

本件監査の結果、平成25年度の政務活動費について、各議員は交付から精算に至るまでの一連の手続きを適正に行っていることを確認した。

イ 議会事務局が行う事務について

議会事務局は、政務活動費制度の厳格な運用を期するため、議員から収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写しが提出された際、書類に不備はないか、あるいは金額は合っているかといった基本的な事項の確認に加え、政務活動に要する費用として認められるかといった支出内容についても、按分の適否を含め必要に応じて検証されており、適正に業務が執行されていることを確認した。

ウ 関係人調査の結果について

関係人調査において議会事務局は、請求対象とされた個々の支出の事実関係につ

いて、議員が保管する領収書の原本、印刷物・郵送物といった各種成果物等の現物により確認するとともに、その目的や用途が条例及びガイドラインに適合したものであるかどうかを各議員から聞き取りを行った。

これら議会事務局が行った現物確認や、議員からの聞き取り内容の説明聴取を元に検証を行った結果、各支出の事実に疑義はなく、またその内容も、政務活動以外の用途に充てられたことが疑われるようなものは認められなかった。

エ 請求人の主張に対する検討について

(ア) 請求人が違法と主張する各支出について

a 調査研究費について

議会事務局に対して領収書原本の提出を求め、併せて調査研究の目的や内容、当日の行程等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、議員が参加した県外視察及び研修に要した旅費及び宿泊料等、議員の調査研究を行う経費に充てられたものであることを確認し、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

b 研修費について

議会事務局に対して領収書原本の提出を求め、併せて研修の目的や内容、当日の行程等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、県内外で開催された研修会や講演会等への議員の参加に要した旅費や会費等の経費に充てられたものであることを確認し、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

c 広聴広報費について

議会事務局に対して領収書原本、印刷物・郵送物等の現物の提出を求め、併せて県政報告書の作成及び配布の状況、ホームページサーバーの利用実態、県政報告会の開催状況等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、印刷経費や送料の支払い、ホームページの管理経費、会場使用料であるなど、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動の経費に充てられており、政務活動目的以外の使用が疑われるようなものはないことを確認し、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

d 会議費について

議会事務局に対して領収書原本の提出を求め、併せて当該支出の内容、目的等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、地域住民との意見交換

会の際に出席者に供した茶菓子代金であり、議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費に充てられていることを確認し、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

e 事務所費について

議会事務局に対して領収書原本の提出を求め、併せて事務所の使用実態、事務員の勤務状況等について聞き取りを行った。その結果、当該支出の対象となる事務所については、専ら政務活動目的で使用しており、また、当該支出は、当該事務所に係る賃料や光熱費等の支払いであるなど、政務活動のため必要な事務所の管理に要する経費に充てられていることを確認し、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

f 事務費について

議会事務局に対して領収書原本及び印刷物・郵送物の現物の提出を求め、併せてどのようなものを購入したか等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、通信費、印刷物の送料、専ら政務活動目的に購入し利用した文具等の商品代金であるなど、政務活動目的以外の使用が疑われるようなものはなく、違法に政務活動費に充当したと目されるものはなかった。

g 人件費について

議会事務局に対して領収書原本の提出を求め、併せて、雇用した事務員と議員との関係、雇用形態や従事内容、従事日数、日当の算定基礎等について聞き取りを行った。その結果、当該支出は、県政報告書の作成補助や文書整理等の事務、地域住民からの相談や陳情の取り次ぎ等の業務に要したものであり、政務活動を補助する事務員を常時又は臨時に雇用する経費に充てられていたことを確認し、違法に政務活動費を充当したと目されるものはなかった。

(イ) 按分の必要性の検討について

請求人が、「具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50パーセントで認める」旨主張している広聴広報費、事務所費及び事務費に係る一部の支出について、関係人調査の結果に基づき検証を行ったところ、いずれの支出も専ら政務活動目的で支出されていると認められた。

よって、政務活動の範囲を逸脱した違法な支出はなく、請求人が主張するような按分の必要性は認められなかった。

第5 結論

以上，請求人が違法と主張する平成25年度の各議員の政務活動費については，交付から精算に係る一連の手續きにおいて適正に処理がなされ，また，各支出について検証した結果，違法・不当な事実は認められなかった。

このため，知事と議員の関係において損害若しくは利益は発生しておらず，不当利得も発生していない。

したがって，「知事は，当然にして返還を命じることができる」とする請求人の主張には，理由がないものと判断する。